

ボランティア活動で集められたごみを市が直接収集する場合

場所の区分	ごみの区分	収集方法等	備 考
道路	学区等が行う道路周辺の一斉清掃で発生した市道敷きの刈草	道路敷きにまとめ置きした草を市道路センター又は市からの委託業者が収集運搬します。	事前に、 <u>市道路センター</u> （TEL22-8631）へご連絡ください。 【公用ボランティア袋】
道路 (側溝)	地域の清掃活動で発生した市道側溝の土砂	道路敷きにまとめ置きした道路側溝の土砂を市からの委託業者が収集運搬します。	事前に、 <u>道路センター</u> （TEL22-8631）へご連絡ください。
公園	公園を守る会の清掃活動で発生した公園の刈草	公園内に袋詰めしてまとめ置きした刈草を市都市整備課又は市からの委託業者が収集運搬します。	<u>実施後に</u> 、 <u>都市整備課</u> （TEL22-3111 公園係）へご連絡ください。 【都市整備課配布袋】
海水浴場 海水浴シーズン (7月～8月に限る)	地域、企業などが行う海水浴場の清掃活動で集められたごみ	<u>海水浴場のごみ集積所に分別して置かれている</u> ごみを、日立市観光物産協会の委託業者が収集運搬します。	事前に、 <u>日立市観光物産協会</u> （TEL24-7978）へご連絡ください。 海水浴場開設期間外については、別途、市観光物産課（TEL22-3111 施設管理係）にご相談ください。 【任意ごみ袋】
河川	河川愛護団体が行う河川の一斉清掃活動で集められたごみ	河川愛護団体が河川で集めた草や空き缶等のごみは、市都市整備課の委託業者が収集運搬します。	<u>実施後に</u> 、 <u>都市整備課</u> （TEL22-3111 河川係）へご連絡ください。 ※年2回（夏・秋）